

川崎市人材育成推進委員会設置要綱

平成28年5月20日
28川総行革第114号

(目的及び設置)

第1条 川崎市人材育成基本方針に基づき、本市職員の人材育成を着実に推進することを目的として、川崎市人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市人材育成基本方針に基づく人材育成の推進に関すること。
- (2) 人材育成に関わる諸制度の課題分析、調整に関すること。
- (3) 人材育成アクションプランの策定に関すること。
- (4) 人材育成アクションプランの取組状況の進捗管理に関すること。
- (5) その他人材育成に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会の委員長は、総務企画局人事部長をもって充てる。

2 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務企画局人事部人事課長
- (2) 総務企画局人事部人事課担当課長
- (3) 総務企画局人事部人材育成課長
- (4) 総務企画局人事部労務厚生課担当課長
- (5) 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
- (6) 人事委員会事務局任用課長

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

(関係職員の出席等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、外部有識者に意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員長は、人材育成の推進において必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

2 部会は委員長が指名する者で構成する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画局人事部人材育成課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。